

シェービング等に特化した理容師の更なる技術向上と 独自性を追求した早期人材育成学校システムの実現 ～技で世界を変える～

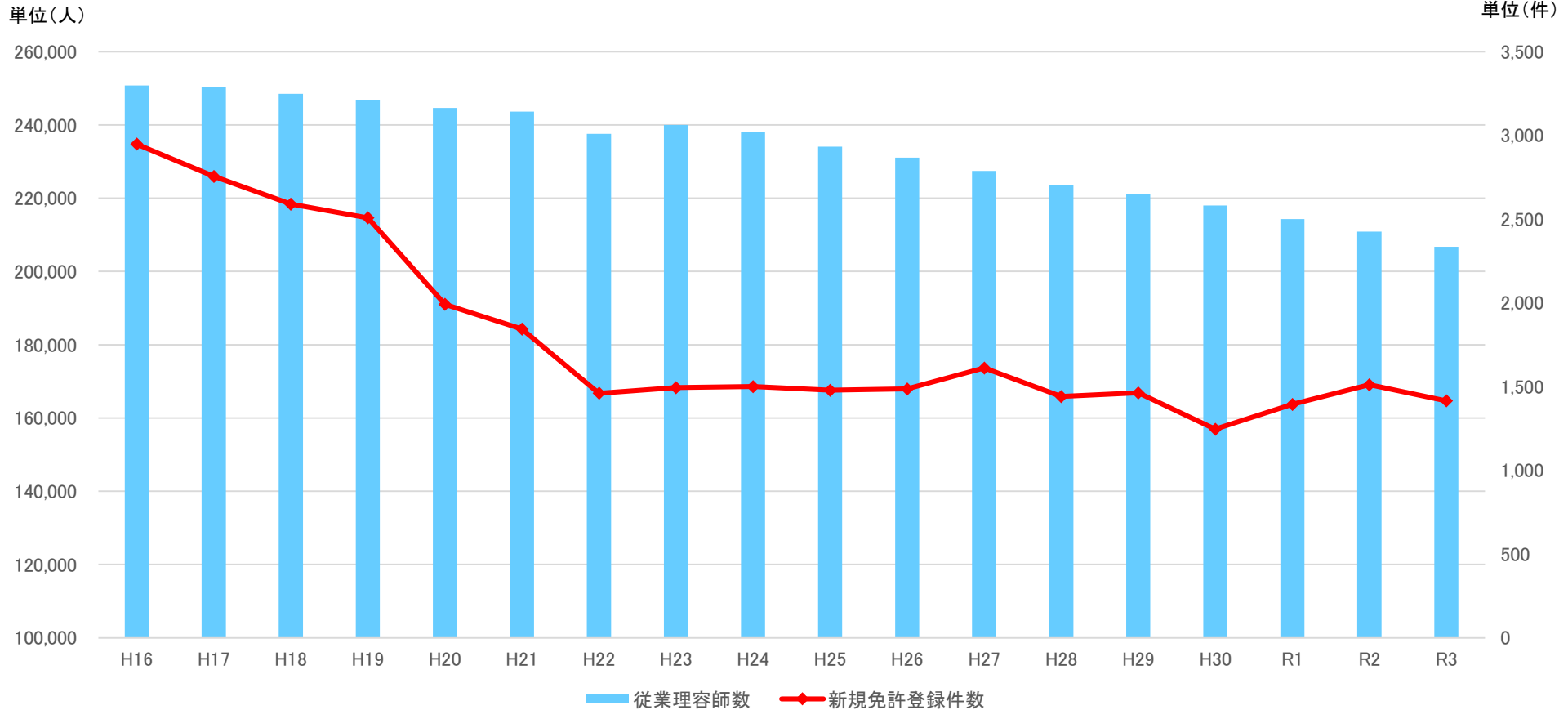
令和5年9月27日
(一社)日本ビューティー創生本部

1. 理容業界の現状 ～理容師数の推移～

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
従業理容師数	250,767	250,407	248,494	246,861	244,667	243,644	237,602	240,017	238,086	234,044	231,053	227,429	223,606	221,097	218,030	214,279	210,849	206,747
新規免許登録件数	2,948	2,755	2,590	2,508	1,991	1,844	1,460	1,494	1,500	1,478	1,486	1,611	1,441	1,463	1,246	1,394	1,511	1,415

※従業理容師数：厚生労働省HP「行政衛生報告例」より

※新規免許登録件数：公益財団法人理容師美容師試験研修センターHPより



従業理容師数、新規免許登録件数ともに減少しており、理容師の確保は喫緊の課題

2. 現行の理容師養成課程の課題

○ 理容学校で2年間学ぶ内容が現場で必要とされている技術と乖離し、卒業後に即戦力として活躍できていない。

- ・旧理容師法では1年で履修可能（+1年以上の実地修練）であったところ、平成7年の制度改革（平成10年施行）により、修業期間を2年に延長。（2年で必要な知識・技能を習得することとし、実地修練は廃止）
- ・その結果、修業期間を消化する為、本来、現場において必要とされない内容を受講する必要性が発生。
- ・更には、同制度改革により、人体による技術講習が、マネキン主体の実技講習へと変わり、人肌に触れる職業でありながら、人肌に触れる（施術）授業ができない環境下へ変化。

○ 就業後も約4年間はアシスタントとして低い水準の賃金、長時間の労働等により、他業種では想定できない早期離職率が高水準で長年継続。

○ 修業期間が長期に渡るため、高額な授業料が必要。

- ・実習で用いるマネキン（ウイッグ）は、最低でも1体10,000円を超え、授業では最低でも30体近く必要とされる。ほとんどの学校では、その費用は学生負担で、高額な授業料に更に追い打ちをかけている。
- ・その高額な授業料等を就職後、計画的に返済可能であれば、現状のように理美容学校の生徒は減少しないが、業界平均年収が、約330万円前後（厚生労働省2023年3月17日発表「賃金構造基本統計調査」）と長年低水準が続いている為、返済が困難な状況が高離職率を助長している。

○ 若手理容師を輩出できず、年々理容師が減少し高齢化が加速。

- ・このような状況により、理容師数は1990年以降毎年減少し続け、2020年国勢調査では、就業理容師が、15万2,740人へ。70歳から74歳の就業理容師は、過去最多の2万3,990人。30歳未満は5,240人という危機的な現状。資格取得のハードルが高くなったことが大きな要因と考えられ、新たな人材の育成・確保・定着が更に困難。
- ・一方で、老若男女の美意識向上に伴い、理容師独自の業務である「シェービング」に特化した専門のサロンが近年急増。更には、美容師や介護・福祉分野で活躍されている従事者、ブライダル従事者等からの受講希望者も増加。また、主婦やシングルマザーの方々からの問い合わせも多く、家庭と仕事を両立できる職業として注目されており、そのニーズに継続的に応えていく必要がある。実際に、同期美容師の賃金と比較してシェービニストの賃金が1.5倍・定着率大幅UPという事例が多数。

3. 課題解決に向けた提案内容

- 理容師学校における理容実習の内容を、理容師の独自業務であるシェービングとカットに特化すること等により、現場で求められる知識・技術に絞った実践向けの養成カリキュラム編成とし、1年間での理容師資格取得を可能にする。

【補足】

- ・ 理容師法改正前においては、国家資格試験も人間がモデルであり、当時の方が、技術レベルは困難でありながらも、実践的な内容を1年という期間で問題なく習得できていた。（プラス1年以上実地修練が必要）
- ・ 現在、単独理容師養成校が全国5校程へ減少、また、全国の美容師養成校においても、生徒減少に伴い、施設の大幅縮小や廃校、売却等、ここ数年非常に多く耳にする状況にある。
- ・ 長年、学校主体でなく、学生主体の業界・教育環境へと変革が求められており、人体授業が廃止された事により、公衆衛生面でも劣悪な環境への加速、技術レベルの低下による消費者トラブルが多発することは既に想定できる状況にある。
- ・ 他業種同様に、理容業界もこれまでの総合調髪の時代から、個々の特性や個性を最大限活かせる、技術の独自性や時代ニーズに適應できる人材育成が急務となっている。
- ・ 現行の修学期間（2年間）において、学生生活を有意義に活用したいという生徒がいる一方で、後継者不足による早期資格習得（特に個人理容店）や様々な家庭環境等下での早期資格取得を希望する生徒も年々増加している。

- ・ 今回の提案は、運転免許に短期取得制度があるように、多種多様な考え方や様々なライフスタイルにも適應し、技術習得ができるよう「学校」を選択できる社会環境を構築したいとの考えによるものである。決して既存の学校を否定するものでなく、新たな選択肢を広げ、理容師の社会的意義と価値向上、業界人の発掘に貢献したいと考えている。

4. 提案内容実現のための方策（案）

方策案① 取得単位数の見直しによる修業期間の短縮

- 取得単位数の見直しにより授業時間を圧縮（2,010時間→約1,000時間）し、修業期間を2年→1年に短縮。
 - 履修課目数を減らすことなく、短期間で現在と同等の知識を習得できるカリキュラム（取得単位数）に見直し。
 - ・ 現行のカリキュラムでは、習得すべき知識の量に比べて多くの単位数（授業時間）が求められている。
 - ・ 現場で必要とされる技術に特化すること等により、授業時間を現行の2,010時間→約1,000時間に短縮することが可能であると考えている。（次頁参照※）
- ※理容学校講師等の意見をもとに、これまでの課題や問題を分析し、現状を踏まえ策定したもの。

現行単位数

課目		単位数
必修課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	理容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	三十単位以上
小計	四十七単位以上	
選択課目	二十単位以上	
合計	六十七単位以上	

67単位 × 30時間
= 2,010時間

【現場技術講師の意見を集約した履修時間案】

衛生管理・関係法規等は法律的知識である為、現状維持

課目		単位数
必修課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	理容技術理論	二単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	十五単位以上
	小計	二十八単位以上
	選択課目	五単位以上
合計	三十三単位以上	

33単位 × 30時間
= 990時間

- ・現場で、社会から必要とされる技術(カット・シェービング、シャンプー)に特化することにより、現時間数の半分以下で十分な履修が可能(2年→1年)。
- ・学生が早期に現場レベルでの技術を習得でき、アシスタント期間の大幅削減につながる。
- ・生産性向上による、賃金改善、並びに長期労働時間の大幅改善が確実になる。

美容技術理論(現)



美容技術理論(案)

No.	授業内容	時間
1	美容技術の基礎	10
2	理容用具①	10
3	カットイング①	10
4	ヘアセットイング①	10
5	パーマネントセット①	10
6	ヘアカラーリング	10
7	シェービング①	6
8	理容エステティック①	4
9	理容クレンジング①	4
10	シャンプーイング&リンシング①	4
11	理容マツサージ①	4
12	ヘアトリートメント①	4
13	スキャulptトリートメント②	4
14	人体各部の名称	6
15	理容用具②	6
16	カットイング②	6
17	ヘアセットイング②	6
18	パーマネントセット②	6
19	シェービング②	6
20	理容エステティック②	4
21	理容クレンジング②	4
22	シャンプーイング&リンシング②	4
23	理容マツサージ②	4
24	ヘアトリートメント②	4
25	スキャulptトリートメント②	4
		150

No.	授業内容	時間
1	美容技術の基礎	5
2	理容用具①	10
3	カットイング①	10
4	ヘアセットイング①	2
5		
6		
7	シェービング①	6
8	理容エステティック①	4
9		
10	シャンプーイング&リンシング①	4
11		
12		
13		
14		
15		
16	カットイング②	5
17		
18		
19	シェービング②	5
20		
21		
22		
23		
24		
25		
		51

美容実習(現)



美容実習(案)

No.	授業内容	時間
1	理容ワインディング	75
2	理容シェービング①	120
3	理容シェービング②	135
4	スタンドシャンプー	45
5	バックシャンプー	180
6	ヘッドスパ	75
7	スタンダードカット	90
8	デザインカット	60
9	サロン実習	60
10	ヘアカラー	30
11	店舗研修	120
		990

No.	授業内容	時間
1		
2	理容シェービング①	120
3	理容シェービング②	135
4	スタンドシャンプー	15
5	バックシャンプー	30
6		
7	スタンダードカット	90
8	デザインカット	60
9		
10		
11		
		450

美容技術理論・美容実習(現)合計 1,140

美容技術理論・美容実習(案)合計 501

(案)では、シェービング・カット及びカット後の最低限のシャンプーに特化することで、現状の時間数の半分以下での履修(2年制→1年制)が可能となります。

※美容技術理論(現)及び美容実習(現)参考資料
高津理容美容専門学校

理容科 ブライダルシェービングエステコース シラバス

(参考)

4. 提案内容実現のための方策（案）

方策案② 一定基準を満たすサロンでの就業による継続指導・支援

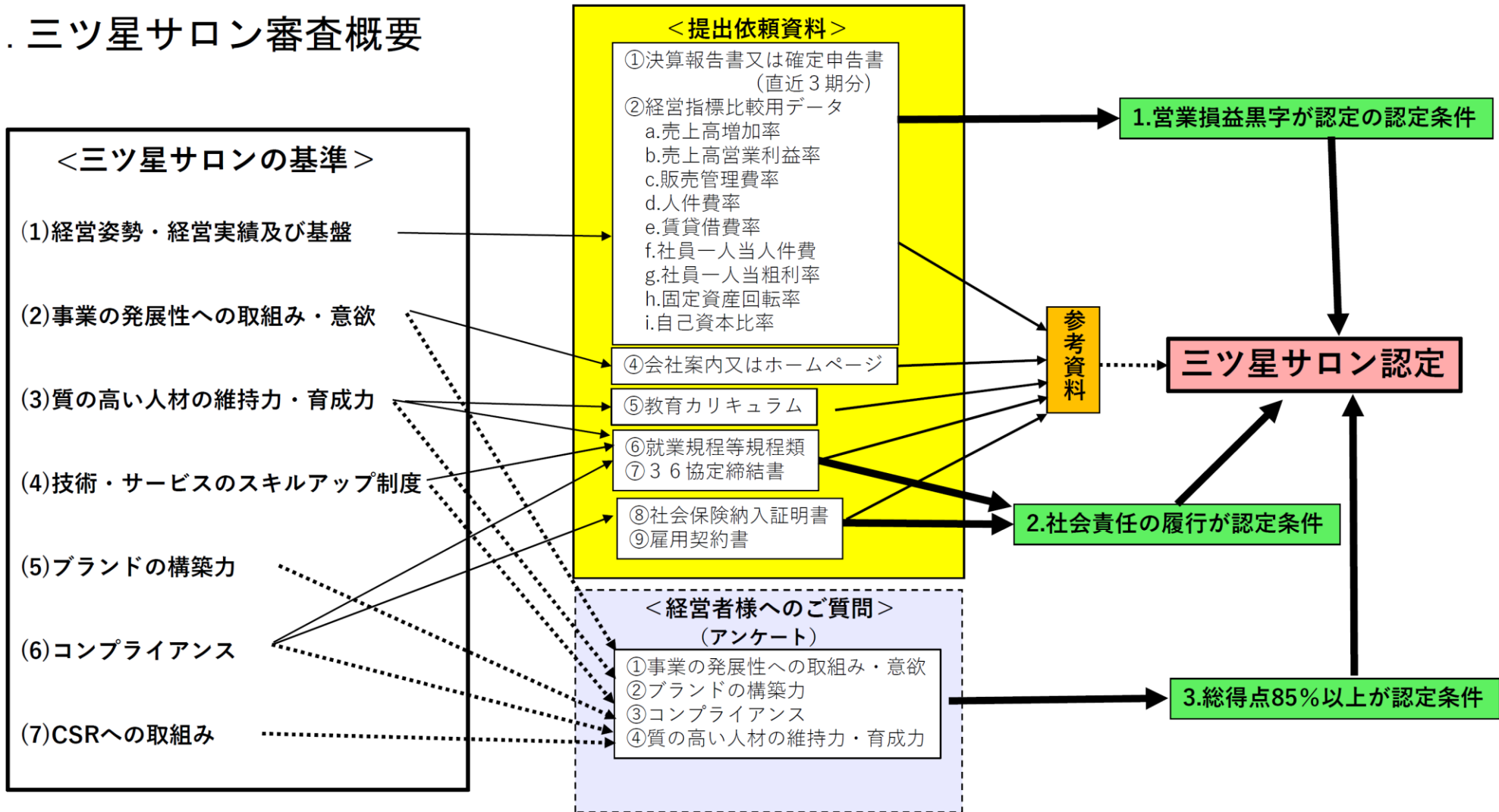
○理容学校を1年で卒業後、特区内の一定基準を満たすサロン（三ツ星サロン®を想定）で最低3年間（※）就業し、継続的に指導・支援を受けることとする。

※1年で卒業することについて特段の支障が生じないことを実証するための期間。

- ・現状、卒業後にサロン就職してから6か月以内の離職率が非常に高く、年々高まっている状況にあり、その要因のひとつとして、理美容学校の進路指導者とサロンとの関係、過去の採用実績、サロンの知名度等による紹介・採用が慢性化し、ミスマッチが発生していることが考えられる。
- ・こうした状況の下、2016年から、日本理美容協同組合連合会が、各分野における専門家（第三者委員）が公平かつ公正にサロン情報を分析・調査し、第三者の視点から情報を提供できる審査制度「三ツ星サロン」（商標登録済）（※）を策定し、これまで、厳正な審査を経て、8社程が認証されている。

※三ツ星サロン審査概要及び運用規約は次頁参照。

1. 三ツ星サロン審査概要



三ツ星サロン運用規約

(目的)

第1条 本規約は、日本理美容協同組合連合会（以下「連合会」という。）が、質の高いサロンの創出と質の高い人材の輩出とともに、理美容業界の存在価値と互恵な就業環境の構築に貢献するべく、厚生労働省の許可の下で「三ツ星サロン認定基準（以下「基準」という。）を作成・制定し、この基準の基で「三ツ星サロン」（以下「当サロン」という。）及び「三ツ星人材」の交流制度を確立し、理美容業界における福利厚生及び人材供給の一元化を目的として本規約を制定する。

(基準)

第2条 基準は、当サロンに登録を希望する企業の「審査基準」であり、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 企業の経営姿勢、経営実績及び経営基盤
- (2) 事業の発展性への取組及び意欲
- (3) 質の高い人材の維持力及び育成力
- (4) 技術及びサービスのスキルアップ制度
- (5) ブランドの構築力
- (6) コンプライアンス及び社会貢献（CSR）への取組

(審査委員会)

第3条 連合会は前条の審査基準に基づき、当サロンに登録を希望する企業について公正に評価・査定を行うため、連合会から独立した外部の専門委員によって構成される第三者の審査委員会（以下「委員会」という。）を設け、審査業務を委嘱する。

(委員会の運営)

第4条 委員の委嘱等については以下の通り定める。

- (1) 委員 本会とは独立した外部の第三者であって、法務・経理・経営・ホスピタリティ等の分野における専門的知識と経験を有する者の中から連合会が委嘱した者。

- (2) 任期 任期は、原則1年とし、重任を妨げない。

- (3) 委員の変更 辞任等の理由により委員が退任する場合には、後任者を速やかに選出する。

- (4) 報酬 委員に対する報酬は、委員会審査業務への対価として別途連合会が定める。

- (5) 委員会の開催 委員会は連合会の依頼を受け、原則として隔月に開催する。ただし、委員の三分の二以上の要求により臨時に委員会を開催することができる。

(登録対象)

第5条 当サロンに登録を希望する企業は、連合会の会員及びその組合員（以下「所属員」という。）並びに定款第53条に定める賛助会員とする。

(事前提出資料)

第6条 当サロンに登録を希望する企業は委員会に対し事前に以下の必要書類を提出するものとし、審査に際し提出された資料は返却しないものとする。

尚、当該資料について事務局を除き連合会は原則として情報の開示を受けないものとする。

- (1) 審査申込書

三ツ星サロン運用規約

- (2) 事前調査用紙（「経営者様へのご質問」）
- (3) 会社案内・ホームページ等経営方針・経営ビジョンが記載されたもの
- (4) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの
- (5) 販管費計算内訳を含む直近2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)
- (6) 就業規則・給与規程又はこれらに準ずる規程類
- (7) 国税・社会保険等の納付証明書（直近2年分）
- (8) 人材育成体系図又はキャリアプラン
- (9) 教育訓練カリキュラム

(審査料)

第7条 当サロンへ登録を希望する企業は別途連合会が定める審査料を納付しなければならない。

(認定)

第8条 当サロンの審査は、当サロンへ登録を希望する企業から提出された必要書類を第2条記載の基準に基づき、審査委員会が公正に評価し一定条件を満たした優良なサロンについて「三ツ星サロン」の認定をするものとし、「三ツ星サロン認定書」を発行する。

2、当サロンの認定を受けた企業及び当サロンの認定を受けられなかった企業に対して、「認定審査結果通知書(別紙を含む。）」及び「審査委員会の要望事項」を文書にて送付するものとする。

(事務局)

第9条 当該委員会の事務局を連合会に設置し、評価・査定に伴う作業の効率化を図る。

(機密保持)

第10条 審査に際し当該申請企業から提出された資料及び当該審査に基づき知り得た情報については「機密扱い」として、当該審査以外の目的には使用しないものとし、本会事務局を除く役員及び所属員並びに外部の第三者に対し、漏洩しないものとする。当該情報管理状況を監査するものとする。
(登録認定サロンへのサービス)

第11条 当サロンに認定・登録された企業は、連合会ホームページの「三ツ星サロン登録ページ」に記載されるとともに、以下のサービスを受ける事ができる。

- (1) 自社経営データ履歴の閲覧
- (2) 自社と業界・地域・三ツ星サロン登録会員等の平均値との比較データの閲覧
- (3) 簡易な個別経営相談・法律相談・ホスピタリティ関連相談・IT関連相談
- (4) 当面の有料サービスとしては以下のとおり。
 - ・新店計画支援地図データ等の利用
 - ・顧客データ分析「ビッグデータ」等の利用
 - ・本会登録ページから求人サイトへのリンク
 - ・本会登録ページから **Face Book** 等へのリンク
 - ・自社ホームページ等の制作支援

(認定期限)

第12条 当サロンで登録・認定を受けた企業は、2年毎に更新手続を行うものとする。

2. 前項の手続きには、「更新審査申込書」、「経営者様へのご質問（更新用）」及び以下の資料を提出するとともに、第7条の審査料を納付しなければならない。

三ツ星サロン運用規約

- (1) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの（直近3ヶ月以内のもの）
- (2) 販管費計算内訳を含む、認定時提出後の2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)
- (3) 人材育成体系図又はキャリアプラン（最新版）
- (4) 教育訓練カリキュラム(最新版)

(登録の取消し)

第13条 更新手続により登録を取り消された企業については、本会ホームページ上の「三ツ星サロン」登録・紹介ページから削除するとともに、第11条記載のサービスが停止する。

(再申請)

第14条 第8条による登録の認定を受けられなかった企業及び第13条による登録が取り消された企業は、審査委員会による要望事項が改善されたと判断した時点で再申請を行う事ができる。この場合に、「再審査申込書」、「経営者様へのご質問（再審査用）」及び以下の資料を提出するとともに、第7条の審査料を納付しなければならない。

- (1) 審査委員会要望事項に対する回答書及びこれを裏付ける資料
- (2) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの（直近3ヶ月以内のもの）
- (3) 販管費計算内訳を含む、認定時提出後2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)
- (4) 人材育成体系図又はキャリアプラン(最新版)
- (5) 教育訓練カリキュラム(最新版)

12 (退会)

第15条 当サロンの登録・認定を受けた者賛助会員規約第10条より会員資格を喪失したときは、当該企業は退会続ぎに伴う所定の費用を負担しなければならない。

(所属員以外の利用)

第16条 所属員以外の者が当サロンの登録を受けようとするときは、別途定める賛助会員の資格を得た上で、第6条に規定する事前提出資料を提出し、第7条の審査料を納付する事により当サロンの認定審査を受ける事ができる。

2 賛助会員による当サロンの登録は、毎期末時点で全体の二割を超えないものとする。

(監査)

第17条 当サロン認定作業につき定期的に監査を行うとともに、所属員の3分の2からの要望があつたときには臨時監査を実施するものとする。

付 則 平成28年7月27日から施行する。

【参考】関係法令

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

② 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。

③ 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

④ 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）

（法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。

理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）

（養成施設指定の基準）

第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。

ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

ハ 教科科目及び単位数は、別表第一（美容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。

別表第一

課目	単位数	
必修課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	理容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	三十単位以上
小計	四十七単位以上	
選択課目	二十単位以上	
合計	<u>六十七単位以上</u>	

67単位×30時間
=2,010時間

備考

単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

変更前

- 都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。
(昼間1年、夜間1年4月、通信2年)
- 実地修練を実施（1年以上）
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 養成施設卒業後1年以上の実地修練を経ていること。

変更後

- 厚生大臣（現厚生労働大臣）免許
- 理容師・美容師試験受験資格
 - ・ 高等学校卒業以上
 - (筆記及び実技)
 - ・ 養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を修得する。
(昼間2年、夜間2年、通信3年)
- 実地修練を廃止